

建設業許可に係る書類の見直し

○ 次の書類は、令和2年4月1日以降は提出（持参）が不要です!!

【国土交通大臣・都道府県知事許可共通】

◆ 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- ・ 許可申請時や決算変更届時に提出を求めている書類のうち、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）については、提出が不要です。

【熊本県知事許可】

◆ 営業所に関する書類

- ① **営業所の地図**（営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図）
 - ・ 営業所の地図については、提出を求めないこととします。
- ② **不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し**（営業所の権原を証明するもの）
 - ・ 営業所を使用する権原を確認するため、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書の写し等の提出を求めていましたが、これらの確認書類の提出は求めないこととします。
なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別の記載を求めることとします。

◆ 建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する書類

- ① **常勤性を確認する書類**
 - ・ 令3条に規定する使用人の常勤性を確認するため、健康保険被保険者証カードの写し等の持参を求めていましたが、これらの確認書類の持参は求めないこととします。
- ② **権限を確認する書類**
 - ・ 令3条に規定する使用人の権限を確認するため、委任状等の持参を求めていましたが、これらの確認書類の持参は求めないこととします。